

業務委託の制限付一般競争入札（郵便方式）等に関する質疑応答集

質 問	回 答
<b>入 札 参 加 資 格 登 録 等</b>	
<p>1</p> <p>入札参加資格の変更申請を行い、業種の追加を申請しましたが、その時点で追加申請した業務案件の発注の公告があった場合、すぐ入札参加することはできますか。</p>	<p>入札参加資格者名簿に登載（反映）以後に参加申請が可能になります。なお、名簿の更新は2か月（偶数月）毎に行っていますので、質問の場合、すぐに入札参加することはできません。</p>
<p>2</p> <p>制限付一般競争入札の参加資格について、建設工事においては、新規業者が登録後3年間は入札に参加できないとありますが、業務委託においても同様ですか。また、入札参加には、明石市における実績が必要ですか。</p>	<p>業務委託には、登録後3年間の入札参加要件は適用しません。</p> <p>また、基本的には明石市における実績は必要なく、国、地方公共団体又はそれに準ずる機関（公社・公団・事業団等）における実績が基本となります。</p> <p>※ 詳しい実績内容については、発注案件毎の公告文中の参加要件内でお知らせしますので、必ずご確認ください。</p>
<b>市 税 の 完 納</b>	
<p>3</p> <p>公告文の入札参加要件に、「明石市税を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、明石市税の納税義務がありません。この場合には入札に参加することができないのでしょうか。</p>	<p>納税義務がない場合も完納しているものとみなしますので、入札に参加することができます。</p> <p>ただし、明石市競争入札等参加資格審査申請書における受任者（支社・支店等）で、本社・本店等に明石市税の納税義務がある場合は、本社・本店等が開札日の前日までに明石市税を完納している必要があります。</p>
<p>4</p> <p>公告文の入札参加要件に、「明石市税を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、うっかりして開札日の当日に完納しました。</p> <p>開札の結果、当社が一番札となりましたが開札結果が出る前に完納しているので、参加要件を満たすと考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>入札参加要件を「明石市税を開札日の前日までに完納していること」としているため、明石市税を開札日当日に完納した場合は、納付時刻が開札前か開札後かにかかわらず無効となります。</p>
<b>水 道 料 金 の 完 納 （水道局発注案件のみ）</b>	
<p>5</p> <p>公告文の入札参加要件に、「明石市水道局の水道料金を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、当社は「明石市水道局の水道料金」の納入義務がありません。この場合には入札に参加することができないのでしょうか。</p>	<p>納入義務がない場合も完納しているものとみなしますので、入札に参加することができます。</p>

6	<p>公告文の入札参加要件に、「明石市水道局の水道料金を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、うっかりして開札日の当日に完納しました。</p> <p>開札の結果、当社が一番札となりましたが開札結果が出る前に完納しているので、参加要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>入札参加要件を「明石市水道局の水道料金を開札日の前日までに完納していること」としているため、水道料金を開札日当日に完納した場合は、納付時刻が開札前か開札後にかかわらず無効となります。</p>
<b>国 税 の 完 納</b>		
7	<p>公告文の入札参加要件に、国税の完納に関することがありますが、当社は間違いなく国税を完納しているのに、制限付一般競争入札参加申請書でこの旨を誓約する必要はあるのでしょうか。</p>	<p>制限付一般競争入札参加申請書における国税の完納に関する誓約は、入札参加資格審査において必要となるものですので、この申請書の送付がない場合には提出書類不備として無効とします。</p> <p>なお、送付した制限付一般競争入札参加申請書において、国税の完納に関する誓約の記載がない場合や申請書自体に記名・押印が無い場合など、誓約内容に不備が有る場合についても、提出書類不備により無効としますのでご注意ください。</p>
8	<p>公告文の入札参加要件に、「開札日の前日までに国税を完納していること。また、落札者となった場合には、契約締結期限までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。」との記載がありますが、契約締結期限までに提出する「国税の滞納がないことを証する納税証明書」とはどのようなものですか。</p>	<p>「国税の滞納がないことを証する納税証明書」とは下記の納税証明書（開札日の前日以降の日付のもの、写し（PDF ファイルを含む）でも可）を指します。</p> <p>①個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）</p> <p>②法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）</p>
9	<p>当社が落札者と決定されたため、国税の滞納がないことを証する納税証明書の交付請求を行ったところ、国税の滞納があったことが判明し、契約締結期限までに当該納税証明書を市に提出できませんでした。</p> <p>この場合は、どのような取り扱いとなるのですか。</p>	<p>落札者となった場合、当該落札者は契約締結期限までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書を市に提出していただくことを入札参加要件としており、制限付一般競争入札参加申請書においてもその旨を誓約していただいております。</p> <p>このため、当該落札者が契約締結期限までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できない場合は、誓約内容に反することになり、入札参加要件を満たしていないにもかかわらず落札決定を受けたことになるため、当該落札者に対して、落札決定の取消及び指名停止措置（6か月）を行うこととなりますので、十分にご注意ください。</p>

10	<p>税務署との話し合いにより、法人税を分納していますが、当社が落札者と決定されたため、税務署に国税の滞納がないことを証する納税証明書の交付請求を行ったところ、当該納税証明書を発行できないとのことでした。</p> <p>この場合については、国税の滞納がないものとして扱ってもらえますか。</p>	<p>入札参加要件においては、落札者に契約締結期限までに国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出することを求めていますので、当該納税証明書が提出されるか否かという点のみで入札参加要件を満たすかどうかを判断することになります。</p> <p>このため、左記の場合においては、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できないことになり、入札参加要件を満たさないことになります。なお、国税の滞納がないことを証する納税証明書が交付されるかどうかについて疑義がある場合は、入札参加前に税務署に確認しておいてください。</p> <p>なお、契約の相手方として決定されたにもかかわらず国税の滞納がないことを証する納税証明書を契約締結期限までの間に提出できなかった場合は、落札決定の取消及び指名停止措置（6か月）を行うこととなりますので、十分にご注意ください。</p>
<b>地 域 要 件</b>		
11	<p>入札参加要件における市内業者等の地域要件の考え方を教えてください。</p>	<p>入札参加要件における地域要件の考え方は以下のとおりです。</p> <p>①市内業者 ＝ 明石市内に本店を置き、かつその本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者</p> <p>②準市内業者 ＝ 明石市内に支店・営業所等を置き、かつその支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者</p> <p>③県内本支店業者 ＝ 兵庫県内に本店を置き、かつその本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者、又は兵庫県内に支店・営業所等を置き、かつその支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者</p> <p>④大阪本支店業者 ＝ 大阪府内に本店を置き、かつその本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者、又は大阪府内に支店・営業所等を置き、かつその支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者</p> <p>⑤その他業者 ＝ 明石市における入札参加資格者として登録されており、上記①から④のいずれにも該当しない者</p>

設 計 図 書	
12	<p>設計図書は入手しなくても、参加申請できますか。</p> <p>設計図書の配付方法は①PDFデータによるダウンロード②CD-R へのコピーの方法のいずれかによることとしており、公告文においてその配付方法を明示します。</p> <p>上記②の場合には、設計図書の入手を入札参加の条件としますので、設計図書の入手がなされていない場合は無効となります。</p>
13	<p>設計図書の CD-R へのコピーにおける予約手続きについて教えてください。</p> <p>公告文に記載されている設計図書購入期間中に、必ず FAX により設計図書予約申込票（指定様式）を財務室契約担当に送信して申し込んでください。</p> <p>受け付けた分については、追って財務室契約担当から配付日時__の連絡をします。指定された日時に__財務室契約担当まで図書の受け取りに来てください。__</p>
14	<p>CD-R にコピーとありますが記憶媒体は USB でもよいですか。</p> <p>PC ウイルス対策のため、CD-R のみでの対応となります。</p>
15	<p>E メールにより設計図書申込はできますか。</p> <p>各公告文に記載している条件で申込をしてください。</p>
16	<p>誤って別の業務委託の設計図書予約を申込みました。取消すことはできるのでしょうか。</p> <p>申込みを行った日の午後 5 時までには取消しの連絡をした場合には取消すことができます。ただし、必ず電話(918-5012)により連絡を行ってください。</p>
17	<p>当初、設計図書を入手した業務委託が不調打ち切りとなり、再発注されました。今回参加するためには再度設計図書を入手する必要がありますか。</p> <p>再発注の案件についても、前回設計図書を入手したか否かにかかわらず、F A X にて設計図書予約の申込みを行ってください。</p>
18	<p>他社から、特定の「業務委託の設計図書を入手したかどうか」という問合せがあった場合は、どのように対応すればよいのでしょうか。</p> <p>設計図書の入手について、業者間で問合せ等を行うことやこれに応えることは、犯罪となる可能性もありますので、そのような行為は絶対に行わないでください。</p>
配 置 予 定 業 務 責 任 者	
19	<p>配置予定業務責任者について、業務ごとに必ず配置する必要がありますか。</p> <p>業務ごとに必ず配置してください。</p>
20	<p>配置予定業務責任者については、何らかの資格を有する者を配置する必要がありますか。</p> <p>公告文の参加要件の中で、配置予定業務責任者について何らかの資格を有することを指定している場合は、当該資格を有する技術者等を配置してください。（特に公告文に資格について指定のない場合は、業務を統括できる方であればどなたでも結構です。）</p>
21	<p>配置予定業務責任者が複数の資</p> <p>公告文の参加要件で指定している資格を記入してく</p>

	格を保有している場合には、入札参加申請書の資格欄には当該者が保有する資格の全てを記載するのですか。	ださい。
22	入札参加申請書や専用封筒には、配置予定業務責任者等を記載する欄が1名分しかないようですが、複数の資格者が求められる場合にはどのように記入すればよいのですか。	記載欄を手書きで追加していただき、必ず求められる配置予定業務責任者の氏名・資格等を必要分記載してください。
23	配置予定業務責任者として届け出る者が会社の代表者である場合にも、雇用関係を示す書類は必要なのでしょうか。必要ならばどのような書類を添付するのでしょうか。 また、会社の代表者は必ず有資格者であるはずですから、資格者証等の写しの添付は必要ないと考えますが、添付しないとイケないのですか。	配置予定業務責任者が会社等の代表者である場合には、雇用関係を示す書類は必要ありません。配置予定業務責任者の氏名・資格を記載欄に記載していただいた上で、カッコ書きで（代表者）と記載してください。 また、会社の代表者であっても資格者証等の写しは必要ですので、必ず添付してください。
24	配置予定業務責任者調書に記載した配置予定業務責任者は、契約締結までに変更できますか。	入札時届出の配置予定業務責任者について、落札者が落札決定日から契約締結期限の前日までに発注者に申し出て、配置予定業務責任者変更申請書を提出した上で、発注者が認めた場合に限り、変更できます。
25	配置予定業務責任者として入札参加申請書に記載する者が雇用予定なのですが、その者で参加申請できますか。	配置予定業務責任者は入札時において、貴社と直接的かつ3か月以上の恒常的雇用関係を有するものである必要があります、確認できない場合、入札は無効となります。
26	契約締結時に届け出た配置業務責任者は、契約締結後に変更できますか。	当該者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない特段の理由がある場合を除き、原則として認めません。
27	配置予定業務責任者については、他の業務や工事に配置している技術者等と重複しても構いませんか。	配置予定業務責任者については、特に公告文で指定されている場合を除き専任性を求めているため、他の業務との重複は問いません。 なお、建設工事の配置技術者及び現場代理人については、建設業法及び明石市工事請負契約約款に違反することがないようにご注意ください。
<b>様 式</b>		

28	入札書等の様式をパソコン等により独自で作成してもよろしいですか。	最新でダウンロードしたものを使用してください。なお、独自に作成したものでも結構ですが、様式が異なると無効になりますのでご注意ください。
<b>提出書類</b>		
29	参加申請書に記載する日付は、いつの日付を記載すればよろしいですか。	郵送する日を記載してください。
30	入札書に記載する日付は、いつの日付を記載すればよろしいですか。また、入札書を入れる別封筒はどのようなものを使用すればよろしいですか。	開札日を記載してください。また、入札書を入れる封筒については特別な指定はしていませんので、貴社で作成している封筒等に入札書を入れていただければ結構ですが、入札書を入れた封筒は他の必要書類と共に、明石郵便局留明石市役所財務室契約担当行の専用封筒（青色）に入れて郵送してください。専用封筒（青色）は財務室契約担当窓口で配付しています。
31	鉛筆で記入した提出書類を送付してしまいましたが、どうなりますか。	鉛筆で記入した提出書類は無効になります。
32	提出書類の必要箇所に会社の商号・名称等を記載しなかった場合（記入漏れ）はどうなりますか。	提出書類の必要箇所に会社の商号・名称等を記載しなかった場合（記入漏れ）は無効になります。
33	水道局発注業務の入札において、「明石市長」宛の提出書類を送付した場合はどうなりますか。	水道局発注業務については、「明石市公営企業管理者」が契約締結権限を持っているため、「明石市長」宛の提出書類が提出された場合は無効となることがあります。なお、市発注業務に係る入札において、「明石市公営企業管理者」宛の入札書を提出した場合も同様です。
<b>業務費内訳書</b>		
34	入札書の金額と業務費内訳書のご金額とが異なると無効になりますか。	業務費内訳書は入札金額の根拠となりますので、金額が異なると無効になります。内訳書に不備があった場合も無効となることがありますのでご注意ください。 また、値引きにより入札金額と合致させている場合や単価で契約する場合において端数処理等により入札金額と合致させている場合も無効となりますのでご注意ください。
<b>業務実績</b>		
35	業務実績調書はどのようにして作成するのですか。	業務実績調書には、入札参加要件として求められている業務実績を満たす業務の詳細を記入してください。 また、この業務実績を証明する書類として、受注者、発注機関名、業務名、契約金額及び履行期間が明記された当該業務の契約書の写し、入札参加要件で求める業務実績が確認できる、仕様書の写し若しくはテクリスにお

		ける業務カルテ等の写しを同封して提出してください。
<b>郵 送</b>		
36	郵送は普通郵便でもよろしいですか。	必ず財務室契約担当窓口で配付している明石郵便局留明石市役所財務室契約担当行の専用封筒(青色)にて、明石市が受領した事実の証明が可能な方法により郵送してください。 なお、普通郵便で郵送した場合は、参加申請の無効となりますのでご注意ください。 また、無効となったことについて明石市に対して異議を申し立てることはできず、その費用について明石市に請求することはできません。
37	特定記録郵便物で郵送してもよろしいですか。	特定記録郵便物は、受領日の証明ができないため、特定記録郵便物としては郵送しないで下さい。 なお、特定記録郵便で郵送した場合は、参加申請の無効となりますのでご注意ください。 また、無効となったことについて明石市に対して異議を申し立てることはできず、その費用について明石市に請求することはできません。
38	会社で作成している封筒で郵送してよろしいですか。	必ず財務室契約担当窓口で配付している明石郵便局留明石市役所財務室契約担当行の専用封筒(青色)にて郵送してください。会社で作成している封筒を使用した場合は参加申請を無効とします。 また、無効となったことについて明石市に対して異議を申し立てることはできず、また、その費用について明石市に請求することはできません。
39	財務室契約担当が窓口となる水道局発注案件については、財務室契約担当専用封筒以外の封筒で郵送するのですか。	財務室契約担当が窓口となる水道局発注案件については、必ず財務室契約担当で配付している明石郵便局留明石市役所財務室契約担当行の専用封筒(青色)を使用してください。
40	参加申請書等を郵送後、内容に不備のあることが判明したので、辞退したいのですが可能ですか。	財務室契約担当が郵便局から受領した郵便物については、落札決定前であっても、撤回や入札の辞退はできません。また、落札決定後の辞退は、指名停止等の措置の対象となります。
<b>開 札</b>		
41	入札参加の資格は無いのですが、開札を傍聴することはできますか。	開札を傍聴することはできます。担当職員の指示に従い、携帯電話等は電源を切るか、マナーモードとし、開札場所内での通話や私語は禁止します。
42	立会人は、どのような人がなれますか。	入札参加者のうち、本社登録の会社は代表者、支店登録の会社は当該支店の支店長等です。また、前記の者か

		らの委任状がある者も立会人になることができます。
<b>契約からの暴力団等排除について</b>		
43	契約締結までに暴力団排除に関する「誓約書」の提出が出来ない場合でも契約は締結できますか。	契約の締結はできません。 なお、契約締結までにおいて暴力団排除に関する「誓約書」の提出が出来ない場合は指名停止措置（3か月）を行いますので十分に注意してください。
44	再委託契約を締結する場合に「暴力団等排除に関する特約」に準じた規定を契約書に定めるとありますが、準じた規定とはどのような意味でしょうか。	準じた規定とは明石市が規定する「暴力団等排除に関する特約」の内容を全て満たしている規定という意味です。 特約につきましては、ホームページに掲載している特約の様式を活用し、契約書に含ませて再委託契約を締結してください。
45	再委託等契約による暴力団排除に関する「誓約書」はいつの時点で、どこに提出すればよいでしょうか。	再委託等契約の締結を行う際に再委託等の受託者から徴取してください。 その後、再委託等の受託者から徴取した暴力団排除に関する「誓約書」を業務の完了届の提出時まで業務委託主管課に提出してください。
<b>変動型最低制限価格制度</b>		
46	明石市における変動型最低制限価格制度とはどのような制度ですか。	変動型最低制限価格制度とは、最低制限価格を事前に定めるのではなく、入札金額から算出する制度です。 具体的には、1件の発注案件について有効な入札参加者が5者以上の場合に、下位（入札金額の低い）5者の入札金額の平均額を求め、平均額に85%を乗じて算出された失格値（1円未満切り捨て）未満の入札については失格となります。このため、最低価格入札者であっても落札者とならない場合があります。

※本文書の内容及び関係法令等の不知を理由として入札に関する異議を申し立てることはできません。

令和5年4月1日現在